

学校・園における
新型コロナウイルス感染症感染防止対策 基本方針
(学校・園の教育活動に関するガイドライン)

令和4年2月

山梨市教育委員会

目次

はじめに

基本方針

I. 注意事項

1. 発熱等かぜ症状のある幼児・児童・生徒の出席停止の徹底 …… 1
2. クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり… 1
3. 免疫力を高める指導… 3
4. 心のケアについて… 3
5. 感染者、濃厚接触者等に対する差別・偏見・いじめの防止について… 3

II. 出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方

1. 幼児・児童・生徒の出席停止等の考え方… 4
2. 教職員の休暇等の考え方… 5
3. 学校臨時休業等の考え方… 5
4. 出席停止・臨時休業発生時の対応… 7

III. 教育活動における留意事項

1. 各教科学習等における留意事項… 9
2. 修学旅行・泊を伴う行事… 10
3. 校外活動… 10
4. 運動会等について… 10
5. 給食について… 10
6. 部活動について… 11
7. 健康診断について… 12

IV. 学校施設を活用して行う事業等について… 13

V. 障がいの状況に応じた指導・支援… 13

VI. 各校・園における留意事項

1. 幼稚園… 14
2. 小学校… 14
3. 中学校… 14

VII. 学校・園における感染防止対策の保護者への周知と連携した取組… 14

VIII. その他… 14

※清掃等をすべき箇所… 15

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況に鑑み、学校・園において留意すべき事項についてまとめたので、この内容に従って学校・園の運営を行われたい。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、この取扱いについては、当面の間のものであるとする。

今後、変更が生じる場合があることをあらかじめ承知いただき、適宜、文部科学省、県・市教育委員会からの指示に基づき対応いただきたい。

基本方針

◎各学校・園は、文部科学省の示す「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」等に基づき、幼児・児童・生徒の心身、健康と安全を最優先に考え、新型コロナウイルス感染症についての適切な知識を習得するとともに、感染防止に向けた最大限の努力を関係機関と連携し、家庭、地域とともに講じる。

◎地域への感染拡大防止のため、学校・園がクラスターにならないよう、発生リスクを下げるための3原則を遵守し、リスクを減らす環境づくりに努める。また、最新の情報や知見により判断される「地域の感染レベル」に基づき、随時、迅速かつ適切に対処する。

◎感染者、濃厚接触者が確認された場合は、関係法規に基づき、関係機関の指導の下、個人情報の保護等十分な配慮を行い、これに伴う、差別・偏見・いじめが絶対におきることがないように、指導・教育の徹底を図る。

◎教育課程を柔軟に編成し直し、今年度の教育活動を推進する。

I. 注意事項

1. 発熱等かぜ症状のある幼児・児童・生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱（体温が37.5度前後又は平熱より1度以上）・風邪（咳やのどの痛み）、嘔吐、下痢などの症状がある場合は、登校・園を控えていただくよう保護者に周知する。

「健康観察表」は、家庭で記入し、毎日持ってきてもらい、学校・園との健康状態の共有に活用すること。健康観察表は家庭での保管を依頼すること。

※「地域の感染レベル」により同居する者に上記の症状がある場合も登校を控える。

(2) 学校・園での朝の健康観察（学級担任等）

- ①健康観察表の確認は、感染のレベルや学校の実情に応じて適宜行うこと。持参した「健康観察表」を確認し、家庭で登校前に検温をしていない児童生徒等に対しては、体温を測定する。
- ②欠席者及び遅刻している者を把握し、その理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。
- ③出席者の健康観察を行う。
- ④健康観察の結果は、「健康観察表（学級用）」に記入し、養護教諭に提出する。
- ⑤各学級から提出された健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、随時養護教諭に引き継ぐ。
- ⑦発熱等、感染が疑われる体調不良を確認した者にあつては、保健室以外の隔離可能な部屋等で検温等を行い、保護者に引き渡す。

※教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱等かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせること。

2. クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

【クラスターの発生リスクを下げるための3つの原則】

1. 換気を励行する
2. 人の密度を下げる
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける

(1) 基本的な感染防止対策

石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底・手指消毒用アルコールの活用、咳エチケットなどの基本的な感染防止対策に関する指導を行い、教室等の消毒や「3密」が同時に重ならないような工夫等、感染防止のための環境衛生整備に努める。

学校において複数に感染が広がる事例が発生している。まずは、児童生徒に対し手洗いや換気など基本的な感染症対策の指導を徹底するとともに、年齢が上がるにつれ

て、学校内でも教員の直接監視下にはない行動や自主的な活動が増えることから、衛生管理について自ら留意するよう指導すること。

(2) 教室内の換気・配席の工夫等

- ①換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。冬季においても気候上可能な限り、常時換気に努めるが、難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。
ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児・児童・生徒（以下、児童等という）の服装についても配慮すること。
- ②教職員は、身体的距離が十分とれない場合には、マスクを着用することとし、児童等までの距離を可能な限り一定程度（2 m程度が望ましい）離すこと。
- ③教室等において、児童等間の席の間に可能な限り距離を確保し（1～2 m）、対面とならないような形を工夫すること。
- ④グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、児童等同士が近距離での会話や発声を避けることができるようにしたり、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着したりするなどすること。
- ⑤ マスクは、いずれの色も可とする。
- ⑥熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、気温・湿度や暑さ指数が高い日にはマスクを外すこと。
- ⑦登下校時も同様に、気温・湿度や暑さ指数が高い日にはマスクを外すよう指導すること。

(3) 学校内の消毒作業の進め方

- ①消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスを全て死滅させることは困難である。このため一時的な消毒の効果を期待するよりも清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底すること。
- ②通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒効果を取り入れること。
- ③発達段階に応じて児童生徒が行うことも考えられる。

<普段の清掃・消毒のポイント>

- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業は行わない。
- ・机・いすについても特別な消毒作業は行わず、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行う。
- ・児童生徒等大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した雑巾やペーパータオルで拭くこと。家庭用洗剤等を用いた拭き掃除も可能。
- ・トイレや洗面所は家庭用洗剤等を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃すること。特別な消毒作業は行わない。

・器具・用具や清掃道具など供用するものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導すること。

3. 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導すること。

4. 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むこと。

5. 感染者、濃厚接触者等に対する差別・偏見・いじめの防止について

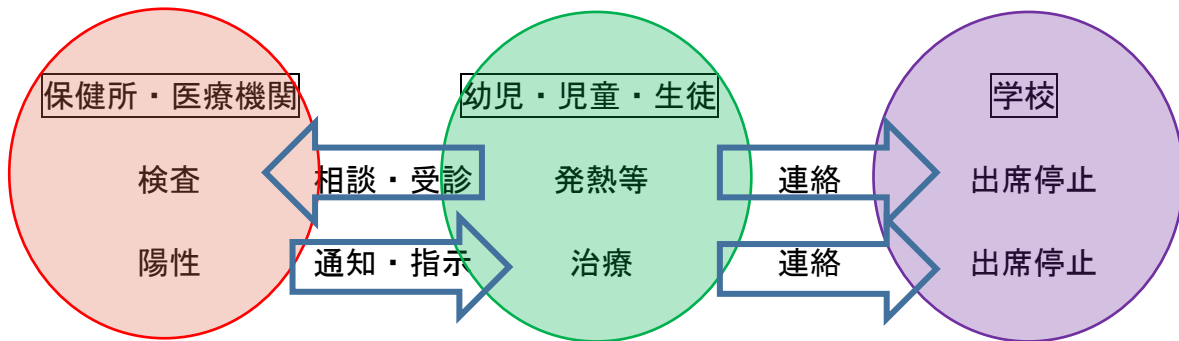
感染者、濃厚接触者が確認された場合、当該児童等や保護者に対する差別や偏見、いじめが絶対におきることがないように、毅然とした態度で指導・対応を行うようにすること。

さらに、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等にも十分配慮すること。

また、児童等・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮すること。

Ⅱ. 出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方

1. 幼児・児童・生徒の出席停止等の考え方



校・園長は、安全を最優先に考え、以下の場合、原則として出席停止とする。
臨時休業中の登校、一時受け入れの参加も同様とする。

(1) 児童等（本人）の感染が判明した場合

開始日：感染の判明した日。但し、判明前からコロナ関連で欠席していれば、最終登校日の翌日

終了日：専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

※コロナ関連：発熱等コロナ感染の疑い、同居家族が濃厚接触者など、コロナ感染に関し不安がある場合

(2) 児童等（本人）が濃厚接触者と認定された場合

開始日：濃厚接触者と認定された日。但し、判明前からコロナ関連で欠席していれば、最終登校日の翌日

終了日：症状が出なければ、保健所等に指示された期間（目安2週）

(3) 児童等（本人）に新型コロナウイルス感染の疑いがある発熱等のかぜの症状が見られる場合

※かかりつけの医療機関もしくは受診・相談センターに相談するよう指導すること

開始日：症状の出た日

終了日：受診医療機関の指示する期間

(4) 地域で感染がまん延しているとき、同居の家族に新型コロナウイルス感染の疑いがある発熱等のかぜの症状が見られる場合（感染拡大防止を目的として児童の欠席の申し出があった場合も含む）

※かかりつけの医療機関もしくは受診・相談センターに相談するよう指導すること

開始日：学校へ連絡があった日

終了日：受診医療機関等の指示する期間

◎医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒や基礎疾患等のある児童・生徒について

医療的ケアを必要とする児童・生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」とい

う。)の登校については以下のように取り扱うこと。

①登校の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校の判断をすること。基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

なお、これらにより感染予防のために登校すべきでない判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

②学校教育活動における感染防止対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められること。

また、校外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用をさけるなど、注意すること。

◎海外から帰国した児童生徒等への対応について

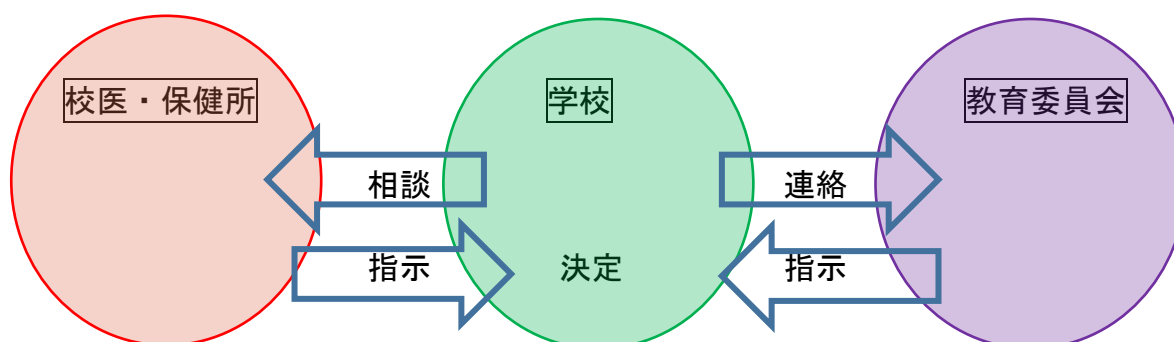
帰国した児童等は、学校医に相談のうえ、地域による政府の要請に基づく期間、自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

2. 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「児童等」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応することとする。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告すること。

3. 学校臨時休業等の考え方



教育委員会は、学校・園からの出席停止の報告等をもとに、次により臨時休業等を決定する。

ただし、臨時休業等は、消毒作業や濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数・範囲で行うため、感染が広がっている可能性が高いような場合でなければ、これを超えて行わない。

(1) 児童等に感染が判明した場合の臨時休業等の措置

児童等に「感染」が判明した場合、学校医等と相談のうえ、消毒及び感染経路の確認のため、学校・園の臨時休業等を行う。

対象範囲及び期間は、学校医等と相談のうえ、感染が判明した児童等が属する学級を原則とし、期間は必要最小限とする。

感染が判明した時	休業措置の内容
始業時刻以降、終業時刻まで	判明された時点で、児童等の安全に配慮し、速やかに下校（降園）等の措置を講ずる
上記以外	必要最小限の範囲、期間

(2) 濃厚接触等が判明した場合に臨時休業措置等を講ずる基準

①学級の閉鎖

児童等の出席停止の状況により、学校医等と相談のうえ、学級閉鎖を行う。

②学年の閉鎖

学級閉鎖が、当該学年で複数にまたがっている場合、学校医等と相談のうえ、学年閉鎖を行う。

③学校・園の臨時休業

学年閉鎖が当該校・園において複数にまたがる場合、学校医等と相談のうえ、患者数、個別の病状を総合的に判断して、学校・園の臨時休業を行う。

(3) その他

上記を基本に、休業の実施にあたっては以下の点を考慮すること。

- ・地域の患者発生状況を踏まえること
- ・個別の病状を踏まえること
- ・県、保健所等関係機関と相談すること

(4) 教職員に感染者（感染の疑いのある者を含む）が出た場合の対応

安全を最優先に考える観点から、上記（1）の「幼児・児童・生徒」を「教職員」に、読み替え対応することとする。

4. 出席停止・臨時休業発生時の対応

(1) 児童等及び教職員に感染者が判明した場合の対応

本市においては、児童等及び教職員に新型コロナウイルス感染症の罹患が判明した場合、学校・園名を公表する場合があるため、速やかに対応すること。

①校医・教育委員会事務局との連携

- ・日々の児童等の健康管理等については、学校医との連携が重要なため、学校・園から出席停止者が出た場合や、臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図ること。
- ・また、新型コロナウイルス感染症に係る対応は、前例のない対応が必要となる場合が想定される。教育委員会に速やかに報告すること。

②関係機関との迅速な連携

- ・学校・園内の消毒等を始め、専門的な内容について助言を受けられるよう、県・保健所等との連携を深め、それぞれの対応を遺漏なく実施すること。

③保護者への周知

- ・学校・園は、全保護者に対しメール等により可及的速やかに、当該校・園において感染者が出た旨と留意事項、問い合わせ先等を周知するとともに、併せて当該児童等の在籍する学級の保護者に対し、学級休業となる旨連絡すること。
- ・周知に当たっては、事前に感染者の保護者に同意を得ること。

④感染拡大防止に向けた情報収集

- ・学校・園に対して、濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められることがある。感染拡大防止に向け、積極的な協力をお願いする。
- ・想定される照会事項は、過去2週間の学校・園内での罹患者の活動・行動歴、他の児童等や教職員との接触の状況等となるので、できるだけ早い時機に情報収集を行い始めるよう要請する。
- ・また、今後の感染拡大の兆候を早い段階で捕捉し、出席停止や臨時休業の措置を積極的に講ずる必要があることから、臨時休業を措置した学級等の児童等に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、学校・園全体の児童等の健康状態の把握にも積極的に取り組むこと。

⑤学校園内の消毒対応

- ・学校・園は、当該児童等の接触（可能性を含む）箇所を、消毒用アルコール等を用いて清拭する等、消毒すること。
- ・また、どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、県・保健所・学校医等に相談すること。

(2) 臨時休業に係る広報周知

①学校・園から保護者等への周知・依頼

- ・教育委員会が臨時休業を決定した場合、学校・園は、関係する児童等の保護者に、保護者メール等を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知すること。
- ・また、臨時休業を公表することにより個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、必ず教育委員会に事前に相談すること。

- ・臨時休業の通知にあわせて、適宜、保護者に対して、児童等の健康観察を依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校・園から定期的に児童等の状態把握に努める等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること。また、あわせて、臨時休業期間中の生活指導や学習面での指導にも努めること。

②教育委員会から報道発表・広報周知

- ・教育委員会は、臨時休業を行った場合、かぜ様疾患等による臨時休業の措置に準じて、学級休業等の情報を報道発表することがある。
- ・上記公表要件に該当する場合であっても、公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、公表しないことがある。

Ⅲ. 教育活動における留意事項

1. 各教科学習等における留意事項

「I. 2. クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり」に加え、次の(1)～(3)を考慮すること。

(1) 共用で器具や用具等を使用するときの注意事項

- ①理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において、共用で使用する器具や用具、ICT機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

(2) 特に配慮を要する教科（レベルに応じて慎重に検討する）

①技術・家庭科（家庭分野）

- ・調理実習、被服実習を行う際には、児童・生徒同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の使用前後に手洗いを行うよう指導すること。

②体育科、保健体育科

- ・できる限り、屋外で学習することし、児童等の間に十分な距離をとっている場合、マスクの着用は必ずしも必要としない。
- ・体育館等の屋内での活動において、換気を適切に実施し、児童等の間に十分な距離をとっている場合、マスクの着用は必ずしも必要としない。（開放が難しい場合は、30分に1回活動休止し、10分程度の換気を行う。）
- ・マスクの着用に当たっては、呼吸器等に影響する恐れがあるため使用について十分注意すること。
- ・体づくり運動、柔道、ラグビー、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避けること。
- ・近距離での会話や活動は避けること。
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避けること。
- ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。授業が終了後、石けんで手洗いをする。
- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避けること。
- ・上記のことに留意するとともに、単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫も行うこと。
- ・できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導すること。

③音楽科

- ・狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順番を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

④英語科

- ・握手・ハイタッチや、身体接触を伴う活動は避けること。

2. 修学旅行・泊を伴う行事

修学旅行及び泊を伴う行事については、関係通知等に従って適切に対応すること。また、関係業者や宿泊施設等との連絡調整を行い、延期の可能性も含めて、丁寧かつ慎重な打合せを進めたいうで保護者へ周知し理解を得ること。

3. 校外活動

原則として、前述の「3. 修学旅行・泊を伴う行事」に準じる対応が望ましい。

実施する場合は、関係機関等と協議のうえ、児童等の健康状態の把握、訪問地の状況把握、交通手段の検討等を行ったうで保護者へ周知し理解を得ること。

4. 運動会等について

実施する場合は、関係機関等と協議のうえ、計画段階から「教育活動における留意事項」を踏まえるとともに、保護者に理解を得ること。また、取り組みを通してクラスター発生リスクの3条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を講じたうで実施すること。

市等の施設の利用については、各施設の使用についての注意事項を遵守すること。

5. 給食について

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底すること。

(1) 注意事項

- ①配膳作業を始めるにあたっては、配膳台の水拭き・消毒を行うこと。
- ②給食終了時には、配膳台の水拭きを行い、児童等が下校後、消毒行うこと。
- ③給食当番を行う児童等及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であることを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ④給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童・生徒で使用しないこと。
- ⑤給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童・生徒及び教職員が行うこと。おかわり等の配食は教職員が行うこと。
- ⑥万が一の事故発生時に関係する児童・生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間以上固定するなどの対応を考えること。
- ⑦また、給食当番はもとより、児童・生徒等全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いとアルコール等の消毒を徹底すること。
- ⑧喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導すること。できる限り、児童・生徒等の間隔を離す（1～2 m程度）よう工夫すること。
- ⑨食後の歯磨きについては、学校歯科医に相談し実施の可否を決定すること。

6. 部活動について

部活動は、生徒の自主的自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため生徒だけに任せるのではなく、顧問等が部活動の実施状況を把握すること。

また、地域の感染状況に応じて山梨県教育庁より通知される「ステージ」に基づいて対処する。

(1) 生徒の健康チェック等

顧問は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させないこと。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認すること。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ①活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮すること。
- ②活動終了後は速やかに下校させること。
- ③基本的な感染防止対策（手洗い・咳エチケット）を徹底すること。（特に、活動前後や休憩時の手洗いの徹底）
- ④室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行うこと。原則開放（2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は30分～1時間に1回活動を休止し、10分程度の換気を行うこと。
- ⑤できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫すること。
- ⑥活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を避けること。
- ⑦対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、地域の感染状況に応じて山梨県教育庁より通知される「ステージ」に基づいておこなうものとする。

(3) 活動環境への配慮

- ①全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫すること。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）
- ②更衣室については、一度に多数の生徒が使用しない工夫や、教室等を使用するなど人の密度を下げること。また、換気を十分に行うこと。
- ③共用物の使用にあたっては、接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。ウォータークーラーなどは使用しないこと。また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ④共用部及び共用物については、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。

7. 健康診断について

(1) 各種検査・検診の取扱いについて

- ①感染防止策を講じて、学校医、学校歯科医との十分な協議のうえ実施する。
- ②内科健診・心臓検診・結核検診（小学校・中学校の結核健康診断調査票）・尿検査・身長・体重測定・視力検査・聴力検査・歯科検診・眼科検診・耳鼻咽喉科検診
（なお、延期する場合は、保護者が記入する保健調査票を丁寧にチェックし、学校園生活を送るうえで注意が必要な内容については、教職員で共通理解を十分に図っておくこと）

※上記検査結果については、従来どおり、速やかに児童等及び保護者に通知すること。

(2) 健康診断時の感染症対策についての留意事項

- ①学校医用にアルコール消毒液（手指用）を用意する。
- ②健康診断の実施前後には、教職員及び児童等の石けんによる手洗いを徹底する。
- ③健康診断当日の児童等及び教職員の健康状態の確認を徹底する。かぜ症状等体調がよくない場合は受診を控える。学校医、学校歯科医の体調の確認を徹底する。
- ④健診会場の換気を十分に行う。30分に一度5～10分程度窓を大きく開け、換気を行う。その際、2方向の窓を同時に開放する。
- ⑤一度に多くの児童生徒等を健診会場へ入れない。（会場の広さを十分に確保し、お互いの距離が1～2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。）

IV. 学校施設を活用して行う事業等について

学校体育施設開放事業等については、関係部局からの通知を踏まえ実施を決定すること。開放にあたっては、クラスター発生のリスクを下げる3原則に留意して適切に実施されるよう促すこと。

V. 障がいの状況に応じた指導・支援

障がいのある子どもが安心、安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意すること。

- ① 年度当初、各校園が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- ② 当該計画を活用しながら、日常的に学校、保護者、関係機関等が連携を図り、児童等の生活状態の的確な把握とサポートに努めること。
- ③ 児童・生徒等の状況確認や把握については、子どもによって障がいが様々なので、例えば、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確実に行うこと。課外での過ごし方について把握に努めること。

なお、医療的ケアが必要で、気管切開や人工呼吸器を使用している等、呼吸器系の障がいや疾患のある児童等が登校する際は、特に健康観察を徹底し、緊急時の即応体制を確認すると共に、日々の体調変化に留意しながら、主治医、学校、保護者、看護師等の関係者で緊密に連携すること。

- ④ 通級による指導を受ける児童等のうち、他校に開設された通級指導教室に通う場合は、在籍校と通級開設校とで当該児童・生徒の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め緊密に連携すること。

VI. 各校・園における留意事項

1. 幼稚園

- ①登園時の挨拶をかねた握手や、身体が触れ合う活動等は避けること。
- ②手洗いやうがいの徹底、咳エチケット等については、年齢や一人ひとりの実態に応じ、教材等を取り入れたりしながら、適切に指導し、引き続き、励行させること。
- ③昼食の際には、手洗いやうがい、アルコール等を用いた消毒を徹底すること。喫食時は、飛沫を飛ばさないよう、幼児の実態に応じて会話を控える等、適切な指導と環境を整えること。
- ④幼児が活動する場所や共有の遊具等については、保育終了後等による清掃等を適宜実施し、清潔に保つこと。
- ⑤園庭開放については、状況を踏まえ、実施を検討すること。
- ⑥上記について、積極的に保護者等へ啓発をするとともに、一層の連携を図り、理解を得ること。

2. 小学校

- ①登下校時には、児童間の濃厚接触を避けるよう指導すること。特に集団登校を実施する場合は、集合場所における行動に気をつけさせるようにすること。
- ②係活動、保健委員会、児童会の活動（例：係活動や委員会の発表、手洗い励行ポスターの作成及び掲示）を促し、積極的な啓発を図るよう指導すること。

3. 中学校

- ①保健委員会、生徒会等の活動（例：保健だより・手洗い励行ポスターの作成及び掲示）を促し、積極的な啓発を図るよう指導すること。

VII. 学校・園における感染防止対策の保護者への周知と連携した取り組み

児童等については、学校・園現場で感染予防に取り組むとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、保護者に対し、各学校・園における感染防止対策の周知と共通理解を図り、連携した取り組みを進めることが重要である。特に、以下の点については、注意喚起を行い、連携した取り組みを進めること。

- ①毎朝の検温・健康観察を行う。
- ②家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ③家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ④家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

VIII. その他

(1) 就学援助等に関すること

- ・新型コロナウイルス感染症の影響等による解雇・廃業等により家計が急変した場合、申請により就学援助を受けることが可能であることについて、保護者に対し十分周知すること。

※清掃等をすべき箇所

手指が良く触れる場所を清潔に保つことが大切であり、下記の例を参考に、清掃等を行うこと。

特に、プラスチックや金属のツルツルした表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。

<p>(学校施設全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドア、窓等のノブ・取手 ・ 手すり ・ 照明等のスイッチ ・ エレベーターやインターフォンのボタン ・ カーテンやブラインドで手がよく触れるところ ・ 水道の蛇口・流水レバー・シャワーヘッド、ホースの持つところ等 ・ モップ等の清掃用具等 <p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面台 ・ 便器の蓋・便座等 ・ 水洗流水レバー等 ・ ウォシュレットの操作ボタン ・ 壁、床等 	<p>(職員室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤カードリーダーのボタン ・ 教室の鍵等 ・ キャビネット、ファイルボックス等のノブ・取手 ・ 机の作業面 ・ 椅子のひじ掛け・背もたれ ・ 電話機・携帯電話 ・ パソコンのキーボード・マウス等 ・ タブレットPC、電卓等 ・ ファイル・本等 ・ 共用のポット、冷蔵庫の取手 ・ 洗濯機 ・ 共用の布きん等 ・ ロッカーの取手 ・ 共用の事務用具等の備品・教材等で手に触れるものすべて
<p>(教室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 机・椅子 ・ 給食の配膳台 ・ 共用パソコンのキーボード・マウス等 ・ 共用タブレットPC ・ 共用の本・辞書等 ・ 共用の筆記用具等 ・ 共用の教材、器具等 ・ スポーツ用品、楽器等 	